

当別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

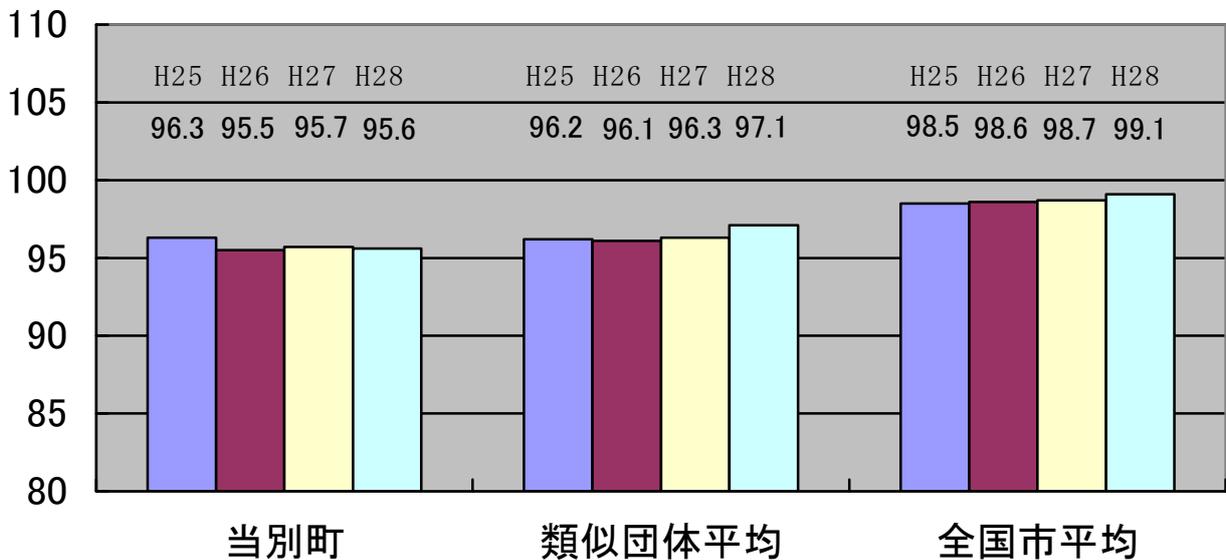
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26度の人件費率
27年度	人 17,249	千円 10,707,866	千円 233,446	千円 1,604,249	% 14.98	% 19.47

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 169	千円 626,024	千円 130,594	千円 240,517	千円 997,135	千円 5,900	千円 5,618

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実施 未実施 】

(給料表の改定時期) 平成28年4月1日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸については、人材確保への影響等を考慮し改定せず、高位号俸は、最大約4%引き下げ。激変緩和のため2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給

(実施時期)

平成28年4月1日

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%
当別町の 支給割合	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
当別町	41.6 歳	311,400 円	398,060 円	350,218 円
北海道	44.8 歳	333,069 円	400,645 円	376,425 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	311,143 円	364,320 円	342,222 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		当 別 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

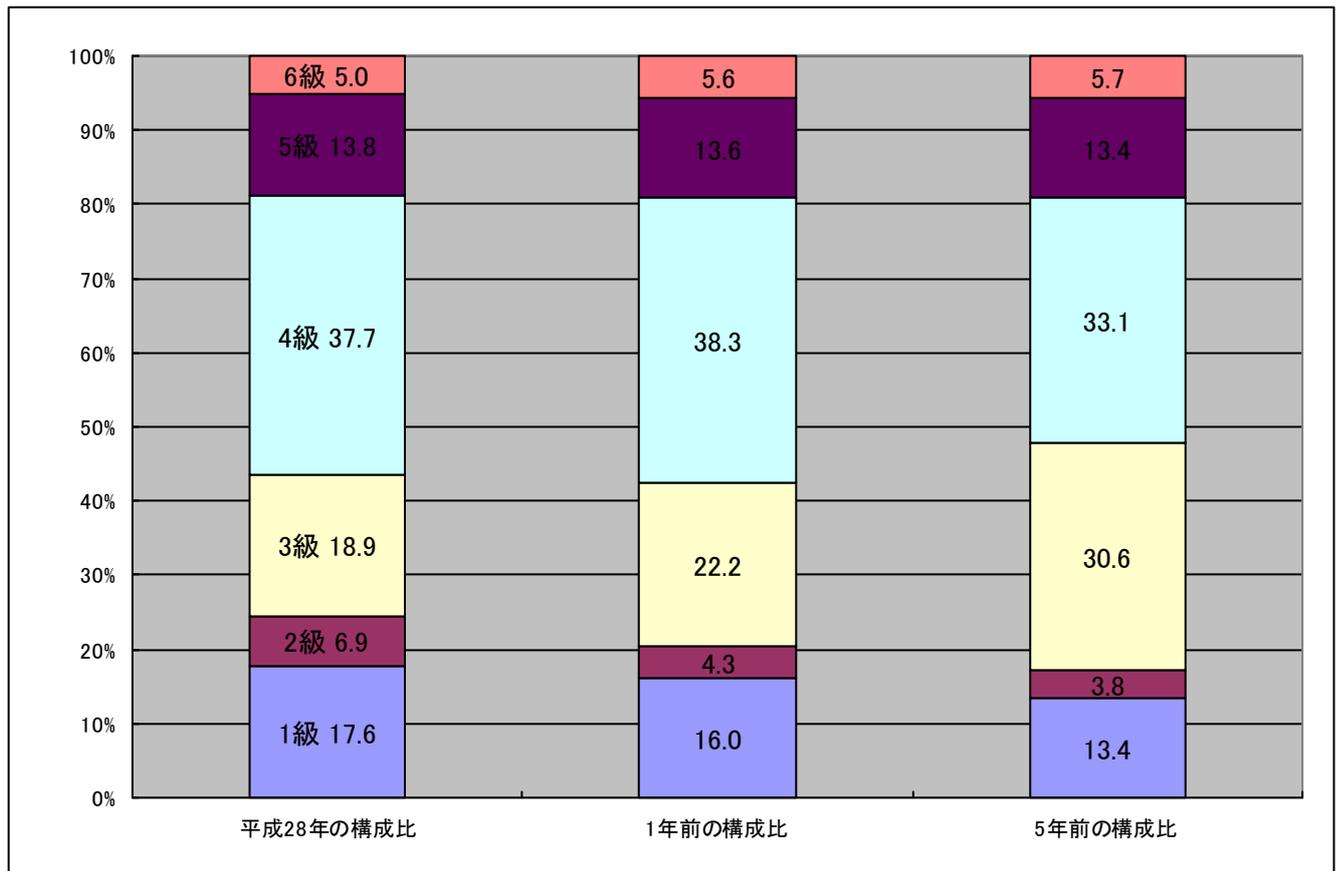
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	235,325円	348,350円	383,875円	401,533円
	高 校 卒	202,500円	302,667円	339,678円	372,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	28人	17.6%	127,600円	246,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	11人	6.9%	191,700円	303,400円
3級	主任の職務	30人	18.9%	227,900円	354,300円
4級	1 主幹の職務 2 係長又は主査の職務	60人	37.7%	261,100円	380,200円
5級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務	22人	13.8%	287,100円	392,200円
6級	部長の職務	8人	5.0%	317,700円	409,400円

- (注) 1 当別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日までに おける運用	当別町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

当別町	北海道	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,418千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,626千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成 28 年度中における運用	当別町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

当 別 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 0千円 19,575千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

(注) 特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	50,857 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	276 千円
支給実績（26年度決算）	46,192 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	248 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国と異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 【配偶者】 13,000円 【配偶者以外】 6,500円/人 配偶者がいない場合 一人目のみ 11,000円 満16歳～満22歳（配偶者以外） 加算 5,000円/人	同		21,708千円	221,505円
住居手当	自己所有又は家賃払の職員に支給 【自己所有】 8,000円 【借家】 ① 18,000円以下 7,000円控除額支給 ② 18,000円を超える 27,000円限度支給	異	自己所有 →支給額 借家 →控除額	21,414千円	164,722円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に支給 【交通機関使用者】 6ヶ月定期等の料金で支給 【自家用車等使用者】 通勤距離に応じて31,600円限度支給	同		9,506千円	111,834円
管理職手当	【部長職】 給料月額18% 【課長職】 給料月額13%	異	管理・監督の職 にある官職の 区分に応じた 固定額を支給	21,973千円	686,650円
休日勤務手当	休日及び年末年始において勤務した場合に支給 1時間あたりの単価×135/100×勤務した時間数	同		498千円	12,761円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急時に週休日又は休日等に勤務した場合に支給 【部長職】 8,000円 【課長職】 6,000円 【保育所長】 4,000円 ※勤務時間が6時間を越えたときは上記の金額に150/100を乗じた額とする	異	支給額	0	0
寒冷地手当	世帯主や扶養親族の人数により支給 ※ 制度改正による経過措置あり ① 扶養有 116,800円 ② 扶養無 65,300円 ③ その他 44,000円	同		15,806千円	85,436円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	850,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 467,500 円	
	副 市 町 村 長	700,000 円 ()	710,000 円 / 409,200 円	
報 酬	議 長	310,000 円 ()	420,000 円 / 255,000 円	
	副 議 長	260,000 円 ()	360,000 円 / 207,000 円	
	議 員	240,000 円 ()	345,000 円 / 173,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(27年度支給割合) 3.3 月分		
	副 市 町 村 長	※町長 20%、副町長 10% 支給額より削減して支給		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合) 4.2 月分		
	副 議 長			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	85万円×在職年数×5.126	17,428,400円	任期毎
	備 考	70万円×在職年数×3.234	9,055,200円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

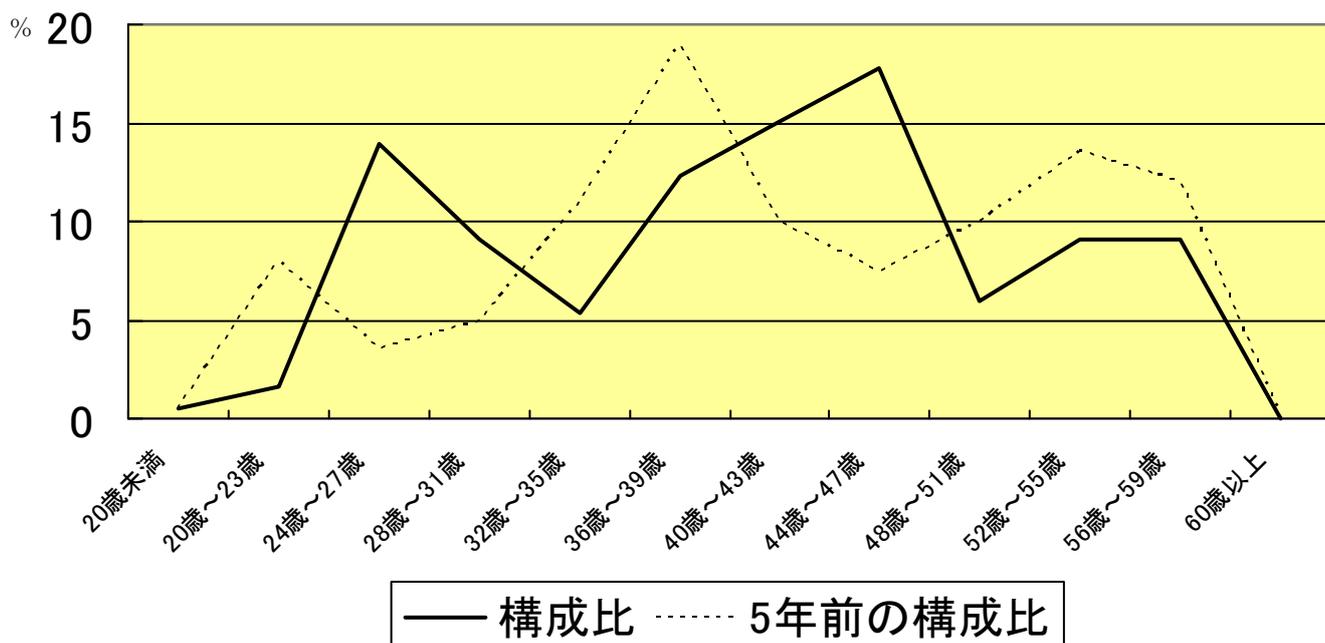
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	58	52	△6	総務一般業務減△3 管財業務減△1 戸籍窓口業務減△2
	税 務	14	13	△1	税務業務減△1
	農林水産	14	13	△1	農業一般業務増1
	商 工	5	5	0	
	土 木	15	17	2	土木一般業務増1 都市計画業務増1
	民 生	27	24	△3	課の分割による人員減△3
	衛 生	15	18	3	課新設による人員増3
	計	151	145	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.18人)
	教育部門	18	19	1	社会教育施設業務減△1 保健体育一般業務減△1 社会教育一般業務増1
小 計	169	164	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 85.86人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	10	11	1	国保事業業務増1
	小 計	21	22	1	
合 計	190 [270]	186 [270]	△4 [270]	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.83人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	26人	17人	10人	23人	28人	33人	11人	17人	17人	0人	186人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	160	156	154	153	151	145	△6 (△4.0%)
教育	20	20	20	21	18	19	1 (5.6%)
普通会計計	180	176	174	174	169	164	△5 (△3.0%)
公営企業等会計計	21	21	21	20	21	22	1 (4.8%)
総合計	201	197	195	194	190	186	△4 (△2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 684,644	千円 17,479	千円 18,634	% 2.72	% 3.14

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 14,244 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 6	千円 22,170	千円 4,590	千円 6,117	千円 32,877	千円 5,480

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
当別町	41.17 歳	322,833 円	487,773 円
団体平均	44.70 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当別町水道事業	当別町 (一般行政職)
1人あたり平均支給額 (27年度) 1,431 千円	1人あたり平均支給額 (27年度) 1,418 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成 28 年度中における運用	当別町水道事業		当別町（一般行政職）	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○	○	○
ロ 人事評価を実施していない				

イ 退職手当（28年4月1日現在）

当別町水道事業			当別町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）		
1人当たり平均支給額		0千円	1人当たり平均支給額		0千円 19,575千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

（注）特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

エ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,427 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	238 千円
支給実績（26年度決算）	661 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	110 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		684 千円	171,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		1,392 千円	278,400 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		373 千円	124,347 円
管理職手当	【課長職】 給料月額13%	同		0	0
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		0	0
管理職特別勤務手当	管理職が緊急時に週休日又は休日等に勤務した場合に支給 【課長職】 6,000円 ※勤務時間が6時間を越えたときは上記の金額に150/100を乗じた額とする	同		0	0
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同		474 千円	78,917 円